

玉東町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務委託仕様書

1. 業務名称 玉東町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務

2. 履行場所 玉東町全域

3. 業務目的

本業務は、「玉東町まち・ひと・しごと総合戦略（令和2年3月策定）が令和7年3月末に期間満了となるとともに、国が策定した「まち・ひと・しごと総合戦略」が「デジタル田園都市国家構想総合戦略」へと移行し令和4年12月23日に閣議決定したことを受け、令和元年度に策定した「玉東町人口ビジョン」の更新及び「玉東町デジタル田園都市国家構想総合戦略（以下「次期総合戦略」という。）」策定支援業務を委託する。策定にあたっては、「第6次玉東町総合計画」をはじめとする各種既存計画との整合性を図りながら、町民・事業者等が主体となるまちづくりを推進するための総合的かつ計画的な行政運営の指針を考慮する。令和7年度を初年度とした次期総合戦略を策定するにあたり、民間の豊富な経験と高い専門性を活用し、計画策定に係る業務を円滑に遂行することを目的とする。

4. 契約限度額 5,000,000円以内

（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、本町と十分な協議を行い、その意図や目的を理解したうえで、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、業務にかかる最新の事例、情報を収集し、業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、本町に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本町に書面により報告し、本町の承認を得ること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本町と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6. 提出書類

本業務の着手にあたり、受託者は契約締結後速やかに業務計画を本町に提出し、承認を受けるものとする。

なお、業務計画書には以下の事項を記載し、契約締結後14日以内に提出すること。

①業務概要 ②実施方針 ③業務工程 ④体制表 ⑤緊急連絡体制⑥その他

7. 打合せ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本町と打合せを行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については受託者がその都度議事録を作成したうえで、本町に提出すること。

8. 資料の管理

受託者は、本業務において本町から貸与される資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取扱い、使用後は速やかに返却する。

9. 成果品検査

受託者は、本業務の完了後、本町の検査を受けるものとし、本町から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うものとする。

10. 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品はすべて本町の帰属とし、受託者は本町の許可なく成果品などを第三者に公表または貸与してはならない。

11. 業務内容

次期総合戦略策定のため、おおむね次の業務を行うものとする。なお、業務内容は次期総合戦略策定に必要と思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案により調整することとする。

(1) 次期総合戦略策定支援

国の定めるデジタル田園都市国家構想を基に、玉東町における課題と可能性をデジタルの力を最大限に活かし、今後5年間で目指すべきまちの姿を定める。「いま」何を行うべきかを施策体系ごとに基本的目標を設定しKPIを設定する。また、横断的な目的も併せて設定する事で、未来に残せる町づくりを目指した総合戦略を策定する。

ア、次期総合戦略策定会議の支援（開催時期：策定期間中随時 全5回程度予定）

検討組織である「まち・ひと・しごと創生会議」に係る支援。

・会議資料の作成支援

- ・必要に応じた会議場での資料の補足説明や円滑な意見のためのアドバイス
- ・当日の記録及び議論内容の整理（要旨まとめ、会議録の作成等）

イ、パブリックコメントの実施支援

- ・パブリックコメントを行うための資料の作成、提出された意見の分析、整理等の支援

ウ、次期総合戦略書本編の作成（データによる提出）

- ・職員をはじめ各界各層の人や団体等に幅広く理解してもらうため、デザインやレイアウトなどを工夫し視覚的効果を高めるなどより分かりやすい総合戦略書等を作成すること。
- ・提供された図表、地図、イラスト、写真などの著作権、著作権及び利用権は本町に帰属するものとする。また第三者（委託者及び受託者以外の者）が所有するイラスト、写真等を使用する場合は、受託者の責任において著作権処理等を行うものとする。

【ウの遂行に当たり想定する業務内容】※あくまでも想定上の内容なので提案内容はこの限りではない。

①本町の現状、特性の整理・分析

- ・本町の人口、農業、産業、観光、文化、駅を中心としたまちづくり等の現状整理、分析
- ・類似団体との比較分析による本町の強み、弱みの整理、分析

②社会経済動向等の整理・分析

- ・社会環境の変化やトレンド、国の動向などのデータ収集、整理、分析

③デジタルを踏まえた政策課題の抽出及び政策の方向性のとりまとめ

- ・前記の基礎調査等の分析結果を踏まえ政策分野別にその方向性について体系的にとりまとめ、その体系のもとに取り組む施策を各課と調整のうえ整理する。

④町民ニーズの把握

- ・町民のニーズ把握ができる手法を具体的に提案し実施する。

(2) 玉東町人口ビジョンの作成

人口の現状分析は、玉東町における総人口や年齢構成の変化の推移やその要因等を分析し、更に様々な仮定の下での将来人口推計を行って比較することで、人口に関する今後の課題を把握する。加えて、今後予想される人口の変化が将来にどのような影響を及ぼすかを分析、考察する。人口の将来展望は、現状分析で把握した課題を踏まえつつ、町民の結婚・出産・子育てや、移住に関する希望等を把握し、目指すべき将

来の方向を提示し、出生や死亡による自然増減、転入や転出、移動率等による社会増減に関する見通しを立て、将来の人口を展望する。なお、人口の将来展望を行う際には、出生に関する仮定及び移動に関する仮定を設定する必要がある、加えて、移住のほか地元就職率の動向や進路希望状況など多面的な調査・分析を検討するなど、地域の実情に応じた調査・分析を行い、人口展望を見通す。

(3) その他

(1)～(2)までに掲げるもののほか、次期総合戦略の策定に関し必要と認められる支援、アドバイスを行う。

1 2. 成果品の提出

(1) 次期総合戦略本編及び玉東町人口ビジョンの電子データ

(2) その他本件に関する各種調査、集計、分析結果の原稿及びその他連資料一式。

1 3. その他

(1) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本町の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏をしてはならない。

(2) 受注者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には、受注者が自己の責任において一切を処理するものとする。

(3) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。